



未熟児養育医療給付制度のしおり

1 未熟児養育医療とは

種々の未熟性があり、入院治療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。養育医療給付をうけられるのは、全国の指定養育医療機関（４ページ参照）での入院治療に限られます。なお、世帯の市町村民税額等に応じて、自己負担額が生じます。

2 未熟児養育医療の対象者

岸和田市に住所を有する未熟児で、出生直後に次に掲げる（１）または（２）の症状を有し、医師が入院養育を認めた者が対象となります。

（１）出生時の体重		2,000g以下	
次に掲げる症状を示すもの	ア 一般状態	(a) 運動不安・けいれんがある	(b) 運動が異常に少ない
	イ 体温	摂氏34℃以下	
	ウ 呼吸器循環器系	(a) 強度のチアノーゼが持続 (c) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (e) 出血傾向が強い	(b) チアノーゼ発作を繰り返す (d) 呼吸数が毎分30以下
	エ 消化器系	(a) 生後24時間以上排便がない (c) 血性吐物がある	(b) 生後48時間以上嘔吐が持続 (d) 血性便がある
	オ 黄疸	(a) 生後数時間以内に発生 (重症黄疸による交換輸血を含む)	(b) 異常に強い黄疸のあるもの

3 給付の内容

入院治療における診察・医学的処置・治療等に対して公費負担が受けられます。ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、保険適用外の場合は対象外です。承認期間は、意見書の診療予定期間の始期から最長6ヶ月です。（医療機関からの協議により1歳の誕生日の前日まで継続可能な場合があります。）

4 自己負担額について

（１）自己負担額

世帯の市町村民税額等に応じ、未熟児養育医療の徴収基準額を決定します。入院された月ごとに、1ヶ月間（1日から末日まで）入院された場合は徴収基準額の全額、月の途中で入退院された場合は日割り計算した額となります。同一世帯から同時に2人以上の方が給付を受けた場合の徴収基準額は、1人目の方は徴収基準額とし、2人目以降の方は加算基準額（表2参照）とします。

但し、未熟児養育医療と本市の子ども医療費助成制度と併用が可能のため、徴収基準額（徴収基準加算額）から子ども医療費助成分を控除した額が最終的な自己負担額となります。

（表1）費用の内訳

① 医療費総額（10割）			
② 健康保険者負担額 （約8割）	① - ②（約2割）		
	未熟児養育医療 公費負担分	徴収基準額 （徴収基準加算額）	
		子ども医療 助成額	自己 負担額

(表2) 徴収基準月額表

階層区分	世帯の階層区分	徴収基準額 (月額)	加算基準額 (月額)	
A	生活保護法に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯(A階層に該当する世帯を除く。)	2,600	260	
C	当該年度分の市町村民税が均等割のみ課税の世帯(A階層及びB階層に該当する世帯を除く。)	5,400	540	
D1	当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が右に掲げる税額である世帯(A階層、B階層及びC階層に属する世帯を除く。)	15,000円以下の額	7,900	790
D2		15,001円～21,000円	10,800	1,080
D3		21,001円～51,000円	16,200	1,620
D4		51,001円～87,000円	22,400	2,240
D5		87,001円～171,300円	34,800	3,480
D6		171,301円～252,100円	49,400	4,940
D7		252,101円～342,100円	65,000	6,500
D8		342,101円～450,100円	82,400	8,240
D9		450,101円～579,000円	102,000	10,200
D10		579,001円～700,900円	123,400	12,340
D11		700,901円～849,000円	147,000	14,700
D12		849,001円～1,041,000円	172,500	17,250
D13		1,041,001円～1,222,500円	199,900	19,990
D14		1,222,501円～1,423,500円	229,400	22,940
D15		1,423,501円以上の額	全額	全額の1/10(注1)

注1) 1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その額が26,300円未満の場合は、26,300円とする。

(2) 自己負担金のお支払方法

自己負担金は、岸和田市から後日(診療月の約4ヵ月後)送付する「納入通知書」により、指定金融機関でお支払いください。

5 申請方法

(1) 申請者

本人の親権を行う者または後見人(一般的には保護者)であって、主たる生計者である方

(2) 申請窓口

岸和田市子ども家庭課(岸和田市役所新館地下1階) TEL 072-423-9480(直通)
(山滝支所、各サービスセンターでは受付できません。)

(3) 申請期間

入院治療開始日から3週間以内に申請してください。3週ンを越えて申請した場合、原則として3週間以前に受けた治療に対する医療給付は受けられません。

ただし3週間以内であっても退院後に申請はできません。必ず退院前に申請してください。

(4) 必要書類

書類名	備考
養育医療給付申請書	保護者（主たる生計者）が申請者となります。
養育医療意見書	指定養育医療機関の担当医師に作成してもらってください。
世帯調書	本人（乳児）を含め、世帯構成員全員を記入してください。
誓約書	申請者が記入してください。
承諾書及び委任状	子ども医療と併用するためのものです。
健康保険証	本人（乳児）の健康保険証（原本）が必要です。 ※申請時に健康保険証が出来上がっていない場合は、お手元に届きましたら早めに提出してください。
印鑑	認印で構いません。
マイナンバー	本人（乳児）を含む、世帯構成員全員分
※市町村民税額等を証明する書類	マイナンバー制度による情報連携に伴い、所得証明書の省略が可能になりました。ただし、転入前の市町村から所得情報を取得できない場合は提出を求められることがありますので、ご了承ください。

6 その他

- ・申請後に、氏名・住所・電話番号・被保険者証等に変更があれば、届出が必要です。
- ・申請から医療券が発行されるまで、約3週間程度かかります。
- ・未熟児養育医療を受けることができる場合は、子ども医療より未熟児養育医療を優先的に利用してください。
- ・しおりの内容は予告なく変更される場合があります。最新の情報は市のホームページ等でご確認ください。

お問合せ先

〒596-8510

岸和田市岸城町7番1号

岸和田市子ども家庭課 医療助成担当

TEL 072-423-9480 (直通)

指定養育医療機関一覧（大阪府指定分）

市立池田病院	市立吹田市民病院
大阪母子医療センター	大阪府済生会富田林病院
府中病院	(医)宝生会 PL 病院
泉大津市立病院	大阪はびきの医療センター
りんくう総合医療センター	(医)笠松産婦人科小児科
(医)定生会 谷口病院	(医)阪南医療福祉センター 阪南中央病院
(医)朋愛会 サンタマリア病院	箕面市立病院
近畿大学病院	松下記念病院
市立貝塚病院	
(医)飯藤産婦人科	
(独)国立病院機構大阪南医療センター	
大阪大学医学部附属病院	
国立循環器病研究センター	
大阪府済生会吹田病院	

(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市については各市にお問合せください。)

※府外の指定医療機関も未熟児養育医療の対象となります。

※上記表は令和2年3月1日現在の情報であり、今後変更となる可能性があります。最新の情報は大阪府ホームページでご確認ください。